案－4

令和８年度　地域森林計画書変更（能登森林計画区）　新旧対照表

変更計画案

第１章　　計画のあらまし［略］

第２章　　計画事項（ 共通編 ）

１　森林の整備及び保全の基本的な考え方　［略］

２　森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、１に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第１章第６「加賀森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項に留意して、計画的に推進することとする。

- 水源の涵養（かん）や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ブナ林、渓畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- 林業適地以外にある人工林については、自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- 手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- 里山林は適切な整備と利活用を推進し、多面的機能の維持増進を図る。
- 県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- 森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
- 木材等生産機能を期待する森林においては、施業集約化及び路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進し、人工林の維持を図る。
- 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為[3]の程度等に着目し、次の３つに分類して示す。

森林	施業の方針
人工林	林業適地については、適切な保育・間伐とともに、多様な伐期による主伐と植栽を行い、確実な更新を図る。林業適地以外は、自然条件等に応じて、択伐[4]や侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林への移行を図る。

現行計画

第１章　　計画のあらまし［略］

第２章　　計画事項（ 共通編 ）

１　森林の整備及び保全の基本的な考え方　［略］

２　森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、１に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第１章第６「加賀森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項に留意して、計画的に推進することとする。

- 水源の涵養（かん）や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ブナ林、渓畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- 自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- 手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- 里山林の利用保全を推進する。
- 県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- 森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
- 木材等生産機能を期待する森林における施業集約化、路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進する。
- 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為[3]の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の３つに分類して示す。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業

天然林	主として天然力を活用[5]することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）を行う。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。
天然林のうち、利活用等により機能の維持増進を図る森林	自然条件や森林の状況に応じて、更新補助や不用木の除去等の適切な整備を行うことで、森林の利活用を促進することにより、森林の多面的機能の維持増進を図る。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第３章第２（3-1 ページ）のとおり定める。

第２．森林の整備に関する事項

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

なお、伐採及び集材にあたっては、伐採後の適確な更新の確保及び土砂流出等の防止のために、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝状の整理を行うこととする。さらに伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

（１）主伐に関する指針

ア 単層林施業

［略］

イ 複層林施業

育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐[4]等により部分的に伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層[5]を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用[6]することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第３章第２（3-1 ページ）のとおり定める。

第２．森林の整備に関する事項

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するとともに、伐採及び集材にあたっては、伐採後の適確な更新の確保及び土砂流出等の防止のために、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

（１）主伐に関する指針

ア 育成単層林施業

［略］

イ 育成複層林施業

［略］

ウ　天然林

適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。
立木の伐採・・・・「人工林」及び「複層林施業」に準ずる。
その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

2　造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。なお、主伐が行われた林地においては、更新されるべき期間内に行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については早急な更新を図るものとする。

また、再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）や広葉樹の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。

ア　造林樹種に関する指針

造林樹種は適地適木を旨として、森林の自然条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、カラマツ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとする。

［略］

ウ　天然生林

適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。
立木の伐採・・・・「育成単層林施業」及び「育成複層林施業」に準ずる。
その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

2　造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）や広葉樹の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。

ア　造林樹種に関する指針

造林樹種は適地適木を旨として、森林の自然条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、カラマツ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとする。

また、特定母樹由来の苗木など成長等に優れた苗木や花粉の少ない苗木[8]の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努める。その他、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けることとする。	また、苗木の選定に当たっては、特定苗木など成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の生産増大に努めるものとする。
イ　人工造林の標準的な方法に関する指針 (ｱ)　人工林の植栽本数［略］ (ｲ)　造林の標準的な方法 ①　地拵え 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。 ②　植栽 気候、その他自然条件、既往の根付け方法等を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。また、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採との一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。	イ　人工造林の標準的な方法に関する指針 (ｱ)　人工林の植栽本数［略］ (ｲ)　造林の標準的な方法 ①　地拵え 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。 ②　植栽 気候、その他自然条件、既往の根付け方法等を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。また、コンテナ苗の活用や伐採との一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。
ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間の指針 森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新する。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を図るものとする。	ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間の指針 森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新する。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を図るものとする。
（２）天然更新[8]に関する指針 天然更新は、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。	（２）天然更新[8]に関する指針 天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

（３） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

市町村森林整備計画において、主伐後に人工造林を行わなければならない区域の基準及び所在を設定するものとする。設定にあたっては、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の分布状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、周辺の森林における主伐後の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林を対象とする。

３　間伐及び保育に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐及び保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

（１） 間伐及び保育に関する基本的事項

ア　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、次の図表に示す内容を基礎とし、既往の平均伐期齢や間伐の方法を勘案して、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

イ　保育の標準的な方法に関する指針

目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。［表（２）は略］

（３）その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア　保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に複層林施業を導入するよう留意する

（３） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

市町村森林整備計画において、主伐後に人工造林を行わなければならない区域の基準を設定するものとする。設定にあたっては、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の分布状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、周辺の森林における主伐後の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林を対象とする。

３　間伐及び保育に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐及び保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

（１） 間伐及び保育に関する基本的事項

ア　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利活用の向上を図るため、次の図表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

イ　保育の標準的な方法に関する指針

下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。［表（２）は略］

（３）その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア　保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意す

こととする。 （ｱ） 人工林内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が 25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。 （ｲ） 天然林において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。	ることとする。 （ｱ） 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が 25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。 （ｲ） 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 （１）公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 （２）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ア［略］ イ　施業の方法に関する指針 木材生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努める。また、当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うこととする。 特に効率的な施業が可能な森林については、主伐後の植栽による確実な更新を行う旨を定めるほか、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。 なお、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。 （３）その他必要な事項 ア［略］ イ　多種多様な生物の生育・生息環境の保全 全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した	**４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項** （１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 （２）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ア［略］ イ　施業の方法に関する指針 木材生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努める。また計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域においては、原則、人工林の伐採後に植栽による更新を行うものとする。 なお、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。 （３）その他必要な事項 ア［略］ イ　多種多様な生物の生育・生息環境の保全 全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等

様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。 　また、伐採跡地間に少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することや、尾根筋等の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等にも努める。	の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。
5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	**5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項**
（1）　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 　林道の開設及び改良については、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。 　また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格･構造を柔軟に選択するとともに、自然的条件及び社会的条件が良い林業適地などを主体に、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進する。なお、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進することとする。	（1）　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 　林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。 　また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格･構造を柔軟に選択するとともに、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとする。
（2）［略］	（2）［略］
（3）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 　単層林等においては、森林の集積・集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。	（3）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 　単層林等においては、森林の集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。
	（4）路網の規格・構造についての基本的な考え方

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方 林道整備に当たっては「林道規程」（昭和４８年４月１日４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道については「石川県林業専用道作設指針」（平成２２年１０月２５日森管第２５９１号）、森林作業道については「石川県森林作業道実施要領」（令和２年４月２０日森管第２３４号）による。 （５）林産物の搬出方法等 イ　更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし	林道整備に当たっては林道規程（昭和４８年４月１日４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道については石川県林業専用道作設指針（平成２２年１０月２５日森管第２５９１号）、森林作業道については石川県森林作業道実施要領」（令和２年４月２０日森管第２３４号）による。 （５）林産物の搬出方法等 イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし
６　森林施業の合理化に関する事項 （１）　ア～エ［略］ オ　森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。 特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組の促進に関する方針を定めるものとする。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定や特例措置の活用を図る。	**６　森林施業の合理化に関する事項** （１）　ア～エ［略］ オ　森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。
（２）　特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法 ア　区域の設定の基準 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、地域の実情に応じて設定することとする。この際、人工林を中心とした林	［新設］

分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。 さらに、区域内において、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。 イ 施業の方法に関する指針 施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて主伐の時期及び方法を選定するとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 なお、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新を行う森林など、市町が定める場合は除く）こととする。	
（3） 林業に従事する者の養成及び確保 ア 林業に従事する者の養成及び確保については、段階的、体系的な人材育成、女性等の活躍・定着、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能検定制度等の活用、労働安全対策の強化、及び他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進める。また、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネージメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。なお、長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体の育成に向けて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。 イ～オ （4）（5）［略］条ずれ （6） 県産材製品の加工流通体制の強化 ア～ウ［略］ エ 令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営計画等に基づく持続的な森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加	（2） 林業に従事する者の養成及び確保 ア 林業に従事する者の養成及び確保については、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化及び雇用の安定化並びに技能などの客観的評価の促進など、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネージメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。 また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICT を活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。 イ～オ （3）（4）［略］条ずれ （5） 県産材製品の加工流通体制の強化 ア～ウ［略］ エ 令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるものとする。

等の取組を着実に進めるものとする。 （7） その他必要な事項 ア 山村地域発展と定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③NPO 等の多様な主体による継続的な保全管理や利用、「森業」[16]の推進等による美しい里山景観維持等により、豊かな自然や伝統文化等山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。	（6） その他必要な事項 ア 山村集落等における定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持等により、豊かな自然や伝統文化等山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。
第３．森林の保全に関する事項　１　森林の土地の保全に関する事項 （１）土地の形質の変更にあたって留意すべき事項 土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。 その際、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図る。また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、説明会など地域住民の理解を得る取組を実施するように配慮するものとする。 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。 （２）［略］	**第３．森林の保全に関する事項　１　森林の土地の保全に関する事項** （１）土地の形質の変更にあたって留意すべき事項 土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。 また、太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透性や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、説明会など地域住民の理解を得る取り組みを実施するように配慮するものとする。 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。 （２）［略］ **２　保安施設に関する事項**

2　保安施設に関する事項 （1）保安林として管理すべき森林及び治山事業 保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。 治山事業の実施にあたっては、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、事前防災・減災の考え方に立って実施するものとする。 また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。 このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等に取り組むこととする。 加えて、地域の防災力の強化を図るため、行政機関と地域住民、関係団体等が連携し、治山施設の整備と併せて山地災害発生時の協力体制の整備、山地防災情報の提供その他のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策の推進に努めるものとする。 （2）[略] 3　[略] **4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項** （1）[略] （2）　鳥獣による森林被害対策の方針 ツキノワグマ、ニホンジカ等による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や防護柵の設置、捕獲、監視等を関係者一体となって進める。 また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、野生鳥獣の出没・被害の実	（1）保安林として管理すべき森林及び治山事業 保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。 治山事業の実施にあたっては、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、事前防災・減災の考え方に立って実施するものとする。 また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。 このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等に取り組むこととする。 （2）[略] 3　[略] **4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項** （1）[略] （2）　鳥獣による森林被害対策の方針 ツキノワグマ、ニホンジカ等による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や防護柵の設置、捕獲、監視等を関係者一体となって進める。

情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けに資する対策に努めることとする。 （３） 林野火災の予防の方針 林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を強化するとともに、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有により林野火災に強い地域づくりを進める。 また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。 （４）［略］ 第４・第５　［略］	（３） 林野火災の予防の方針 林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。 また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。 （４）［略］ 第４・第５　［略］

第１．～　第３．［略］

第４．森林の保全に関する事項

１　林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等　［略］

２　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等　［略］

（２）実施すべき治山事業

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市町村	区　域		前半５か年分の計画	
七尾市	江曽	1	1	渓間工・森林整備
	大泊	1	○	渓間工・森林整備
	熊淵	1	1	渓間工
	佐々波	1	1	山腹工・森林整備
	矢田	1	1	渓間工・森林整備
	佐野	1	1	渓間工・森林整備
	万行	1	○	渓間工・森林整備
	大田	1	1	山腹工
	吉田	1	○	渓間工・森林整備
	塩津	1	1	山腹工
	外原	1	○	森林整備
	中島	1	○	森林整備
	奥吉田	1	1	山腹工
	笠師	1	1	山腹工
	別所	1	1	山腹工・森林整備
	二穴	1	○	山腹工
	半浦	1	1	山腹工
輪島市	石休場	1	○	渓間工・森林整備
	市ノ瀬	1	○	山腹工
	内屋	1	1	山腹工
	大川	1	○	山腹工
	久手川	1	○	山腹工・森林整備

第３章　計画事項（能登森林計画区編）

第１．～　第３．［略］

第４．森林の保全に関する事項

１　林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等　［略］

２　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等　［略］

（２）実施すべき治山事業

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市町村	区　域		前半５か年分の計画	
七尾市	江曽	1	1	渓間工・森林整備
	大泊	1	○	渓間工・森林整備
	熊淵	1	1	渓間工
	佐々波	1	○	山腹工・森林整備
	矢田	1	1	渓間工・森林整備
	佐野	1	1	渓間工・森林整備
	万行	1	○	渓間工・森林整備
	大田	1	1	山腹工
	吉田	1	○	渓間工・森林整備
	塩津	1	1	山腹工
	外原	1	○	森林整備
	中島	1	○	森林整備
	奥吉田	1	1	山腹工
	笠師	1	1	山腹工
	別所	1	1	山腹工・森林整備
	二穴	1	○	山腹工
	半浦	1	1	山腹工
輪島市	石休場	1	○	渓間工・森林整備
	市ノ瀬	1	○	山腹工
	大川	1	○	山腹工
	久手川	1	○	山腹工・森林整備
	興徳寺	1	1	渓間工
	野田	1	1	山腹工・森林整備

	興徳寺	1	1	渓間工
	野田	1	1	山腹工・森林整備
	下山	1	1	渓間工
	白米	1	0	山腹工・森林整備
	洲衛	1	1	山腹工
	鈴屋	1	1	山腹工
	惣領	1	0	森林整備
	曽々木	1	0	山腹工
	空熊	1	0	森林整備
	寺地	2	1	渓間工・山腹工
	稲屋	1	0	渓間工
	徳成谷内	1	1	渓間工・山腹工
	長井	2	1	渓間工・森林整備
	縄又	4	2	渓間工・山腹工・森林整備
	西時国	1	0	山腹工
	東中尾	3	2	渓間工・山腹工・森林整備
	深見	3	0	渓間工・山腹工
	房田	1	0	山腹工
	別所谷	1	1	山腹工
	南時国	1	1	渓間工・山腹工
	敷戸	1	1	渓間工
	山ノ上	1	1	山腹工
	川西	1	1	渓間工・山腹工
	小泉	1	1	山腹工
	東印内	1	1	山腹工
	浦上	1	0	渓間工・森林整備
	鬼屋	1	1	山腹工
	貝喰	1	0	渓間工
	上河内	1	1	山腹工
	小滝	1	1	山腹工
	清水	1	1	山腹工・森林整備
	百成大角間	1	1	渓間工
	千代	2	2	山腹工・森林整備
	栃木	1	1	山腹工・森林整備
	深田	1	1	山腹工
	中谷内	1	0	山腹工・森林整備
	樽見	1	0	山腹工・森林整備
	深見	1	0	森林整備
	剱地	1	0	森林整備
	南	1	0	渓間工・森林整備

	下山	1	1	渓間工
	白米	1	0	山腹工・森林整備
	惣領	1	1	森林整備
	曽々木	1	0	山腹工
	空熊	1	0	森林整備
	寺地	2	1	渓間工・山腹工
	稲屋	1	0	渓間工
	徳成谷内	1	1	渓間工・山腹工
	長井	2	2	森林整備
	縄又	4	2	渓間工・山腹工・森林整備
	東中尾	2	1	渓間工・山腹工・森林整備
	深見	3	0	渓間工・山腹工
	房田	1	0	山腹工
	別所谷	1	1	山腹工
	南時国	1	1	渓間工
	敷戸	1	1	渓間工
	川西	1	1	渓間工
	小泉	1	1	山腹工
	東印内	1	1	渓間工
	浦上	1	1	渓間工・森林整備
	貝喰	1	0	渓間工
	清水	1	1	山腹工・森林整備
	百成大角間	1	1	渓間工
	千代	2	2	山腹工・森林整備
	栃木	1	1	山腹工・森林整備
	深田	1	1	山腹工
	中谷内	1	0	山腹工・森林整備
	剱地	1	1	森林整備
	樽見	1	0	山腹工・森林整備
	深見	1	0	森林整備
	南	1	0	渓間工・森林整備
	皆月	1	1	山腹工・森林整備
	大切	1	1	山腹工
珠洲市	岩坂	1	1	森林整備
	粟津	1	1	山腹工
	宇都山	1	0	渓間工・森林整備
	宇治	1	1	森林整備
	大谷	2	0	渓間工・森林整備
	飯塚	1	1	山腹工
	折戸	1	1	渓間工

	皆月	1	1	山腹工・森林整備
	大切	1	1	山腹工
珠洲市	岩坂	1	1	山腹工
	粟津	1	1	山腹工
	宇都山	1	0	渓間工・森林整備
	宇治	1	0	森林整備
	大谷	2	1	渓間工・山腹工・森林整備
	飯塚	1	1	山腹工
	折戸	1	1	渓間工
	宝立	1	1	山腹工
	片岩	1	0	山腹工・森林整備
	上正力	1	0	山腹工
	上山	1	0	渓間工・森林整備
	唐笠	1	0	山腹工・森林整備
	北山	1	0	渓間工・山腹工・森林整備
	経念	1	1	山腹工
	寺社	1	0	森林整備
	清水	1	0	渓間工
	白滝	1	0	森林整備
	出田	1	1	山腹工
	鈴内	1	0	渓間工・森林整備
	洲巻	1	1	山腹工
	狼煙	1	0	山腹工
	鉢ヶ崎	1	0	森林整備
	火宮	1	1	山腹工
	二子	1	1	山腹工
	馬緤	2	2	渓間工・山腹工・森林整備
	南方	1	0	山腹工・森林整備
	南山	2	1	渓間工・山腹工
	南黒丸	1	0	山腹工・森林整備
	東山中	2	0	渓間工・森林整備
羽咋市	粟生	1	1	森林整備
	大町	1	1	渓間工・森林整備
	酒井	3	0	森林整備
	千里浜	2	1	森林整備
	本江	1	0	渓間工・山腹工・森林整備
	柴垣	1	1	森林整備
	新保	1	0	森林整備
	千路	1	0	渓間工・森林整備
	西釜屋	1	1	森林整備

	片岩	1	1	山腹工・森林整備
	上正力	1	0	山腹工
	上山	1	1	渓間工・森林整備
	唐笠	1	1	山腹工・森林整備
	北山	1	0	渓間工・山腹工・森林整備
	寺社	1	1	森林整備
	清水	1	0	渓間工
	白滝	1	1	森林整備
	出田	2	0	山腹工
	鈴内	1	0	渓間工・森林整備
	狼煙	1	0	山腹工
	鉢ヶ崎	1	1	森林整備
	二子	1	1	山腹工
	馬緤	2	2	渓間工・山腹工・森林整備
	南方	1	0	山腹工・森林整備
	南山	2	1	渓間工・山腹工
	南黒丸	1	1	山腹工・森林整備
	東山中	2	0	渓間工・森林整備
羽咋市	粟生	1	1	森林整備
	大町	1	1	渓間工・森林整備
	酒井	3	0	森林整備
	千里浜	2	1	森林整備
	本江	1	0	渓間工・森林整備
	柴垣	1	1	森林整備
	新保	1	0	森林整備
	千路	1	0	渓間工
	西釜屋	1	1	森林整備
	鹿島路	1	1	森林整備
かほく市	中沼	1	1	森林整備
	二ツ屋	1	1	森林整備
	箕打	2	0	渓間工・森林整備
	外日角	1	0	森林整備
	遠塚	1	1	森林整備
	秋浜	1	0	森林整備
	大崎	1	1	森林整備
	多田	1	1	山腹工
	余地	1	1	渓間工
	上田名	1	1	森林整備
津幡町	朝日畑	1	1	森林整備
	市谷	1	0	森林整備

	鹿島路	1	1	渓間工
かほく市	二ツ屋	1	1	森林整備
	中沼	1	1	森林整備
	箕打	2	0	渓間工・森林整備
	外日角	1	0	森林整備
	遠塚	1	1	森林整備
	秋浜	1	0	森林整備
	大崎	1	1	森林整備
	多田	1	1	山腹工
	余地	1	1	渓間工
	上田名	1	1	森林整備
津幡町	朝日畑	1	1	森林整備
	市谷	1	0	森林整備
	牛首	1	0	渓間工
	瓜生	3	0	渓間工・森林整備
	上大田	1	1	森林整備
	種	1	0	渓間工・森林整備
	坂戸	1	0	渓間工
	倶利伽羅	1	1	山腹工
	倉見	1	0	山腹工・森林整備
内灘町	大根布	1	0	森林整備
	西荒屋	1	1	森林整備
	宮坂	1	0	森林整備
	室	1	0	森林整備
志賀町	西海千ノ浦	1	0	森林整備
	大西	1	1	森林整備
	鵜野屋	1	1	山腹工
	甘田	1	0	森林整備
	大島	1	1	森林整備
	赤住	1	1	森林整備
	堀松	1	1	渓間工
	二所宮	1	1	渓間工
	高浜	1	1	森林整備
	長沢	1	0	森林整備
宝達志水町	敷浪	1	1	森林整備
	清水原	3	3	渓間工・山腹工
	所司原	1	1	森林整備
	下石	1	0	渓間工
	菅原	1	1	山腹工
	杉野屋	1	1	山腹工・森林整備

	牛首	1	0	渓間工
	瓜生	3	0	渓間工・森林整備
	上大田	1	1	森林整備
	種	1	0	渓間工・森林整備
	坂戸	1	0	渓間工
	倶利伽羅	1	1	山腹工
	倉見	1	0	山腹工・森林整備
内灘町	大根布	1	0	森林整備
	西荒屋	1	1	森林整備
	宮坂	1	0	森林整備
	室	1	0	森林整備
志賀町	西海千ノ浦	1	0	森林整備
	大西	1	1	森林整備
	鵜野屋	1	1	山腹工
	甘田	1	0	森林整備
	大島	1	1	森林整備
	赤住	1	1	森林整備
	堀松	1	1	渓間工
	二所宮	1	1	渓間工
	高浜	1	1	森林整備
	長沢	1	0	森林整備
宝達志水町	敷浪	1	1	森林整備
	清水原	3	3	渓間工・山腹工
	所司原	1	1	森林整備
	下石	1	0	渓間工
	菅原	1	1	山腹工
	杉野屋	1	1	森林整備
	出浜	1	1	森林整備
	柳瀬	2	0	森林整備
	原	3	2	森林整備
	向瀬	2	1	渓間工
	聖川	1	0	渓間工
	荻市	1	0	山腹工
	東間	3	1	森林整備
	北川尻	2	0	森林整備
	米出	1	0	森林整備
	宝達	2	2	渓間工・山腹工・森林整備
	宿	2	1	森林整備
	今浜	1	1	森林整備
中能登町	井田	2	1	山腹工・森林整備

	出浜	1	1	森林整備
	柳瀬	2	0	森林整備
	原	3	2	森林整備
	向瀬	2	1	渓間工
	聖川	1	0	渓間工
	荻市	1	0	山腹工
	東間	3	1	森林整備
	北川尻	2	0	森林整備
	米出	1	0	森林整備
	宝達	2	2	渓間工・山腹工・森林整備
	宿	2	1	森林整備
	今浜	1	1	森林整備
中能登町	井田	2	1	山腹工・森林整備
	小竹	2	1	渓間工・森林整備
	久乃木	1	1	渓間工・森林整備
	芹川	1	1	渓間工・山腹工
	原山	1	0	渓間工
	金丸	1	1	渓間工・森林整備
	良川	2	0	渓間工・森林整備
穴水町	小又	1	0	山腹工・森林整備
	鹿島	1	1	山腹工
	甲	1	1	山腹工
	川島	1	0	山腹工
	曽福	4	0	山腹工・森林整備
	波志借	1	1	山腹工
能登町	小浦	1	1	山腹工
	波並	2	0	森林整備
	姫	1	1	山腹工
	武連	4	0	森林整備
	藤波	1	1	山腹工
	宇出津山分	1	1	山腹工
	五十里	1	1	山腹工
	大箱	1	1	山腹工
	上町	1	1	渓間工
	北河内	2	2	渓間工・山腹工・森林整備
	重年	1	1	渓間工
	十郎原	1	1	山腹工
	寺分	1	1	山腹工
	当目	1	1	渓間工・山腹工
	野田	1	0	山腹工
	小竹	2	1	渓間工・森林整備
	久乃木	1	1	渓間工・森林整備
	芹川	1	1	渓間工
	原山	1	0	渓間工
	金丸	1	1	渓間工・森林整備
	良川	2	0	渓間工・森林整備
穴水町	小又	1	0	山腹工・森林整備
	甲	1	1	山腹工
	川島	1	0	山腹工
	曽福	5	0	山腹工・森林整備
	波志借	1	1	山腹工
能登町	小浦	1	1	山腹工
	波並	2	2	森林整備
	姫	1	1	山腹工
	武連	4	4	森林整備
	宇出津山分	1	1	山腹工
	五十里	1	1	山腹工
	上町	1	1	渓間工
	北河内	1	1	渓間工・山腹工・森林整備
	寺分	1	1	山腹工
	野田	1	0	山腹工
	小木	1	1	山腹工・森林整備
	上	1	0	山腹工
計		208	114	

	四ツ谷	1	1	渓間工
	小木	1	1	山腹工・森林整備
	上	1	0	山腹工
計		227	119	

第５．その他の計画量

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法　［略］

２　林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所
珠洲市	宝立町	加護線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
	宝立町	柏原線	自動車道	林業専用道	―	13ha	○
	宝立町	春日野線	自動車道	林業専用道	―	12ha	
	若山町	延武線	自動車道	林業専用道	―	7ha	
	正院町	岡田線	自動車道	林業専用道	―	30ha	○
	真浦町	真浦線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
	三崎町	粟津線	自動車道	林業専用道	―	11ha	○
	三崎町	杉山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
	若山町	火宮線	自動車道	林業専用道	―	13ha	○
		９路線		計	4km		
穴水町		曽福線	自動車道	林業専用道	―	51ha	○
		河内２号線	自動車道	林業専用道	―	23ha	○
		河内４号線	自動車道	林業専用道	―	14ha	
		河内５号線	自動車道	林業専用道	―	17ha	
		下唐川線	自動車道	林業専用道	―	22ha	
		汁谷線	自動車道	林業専用道	―	46ha	○
		６路線		計	6km		
能登町		秋吉線	自動車道	林業専用道	―	91ha	
		樽子山線	自動車道	林業専用道	―	33ha	○
		満泉寺線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
		長峰線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
		４路線		計	6km		
輪島市	町野町	敷戸線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
	大沢町	大沢４号線	自動車道	林業専用道	―	15ha	○

第５．その他の計画量

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法　［略］

２　林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所
珠洲市	宝立町	加護線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	宝立町	柏原線	自動車道	林業専用道	―	13ha	○
	宝立町	春日野線	自動車道	林業専用道	―	12ha	○
	若山町	延武線	自動車道	林業専用道	―	7ha	○
	正院町	岡田線	自動車道	林業専用道	―	30ha	○
	真浦町	真浦線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	三崎町	粟津線	自動車道	林業専用道	―	11ha	○
	三崎町	杉山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	若山町	火宮線	自動車道	林業専用道	―	13ha	○
		９路線		計	4km		
穴水町		曽福線	自動車道	林業専用道	―	51ha	○
		河内２号線	自動車道	林業専用道	―	23ha	○
		河内４号線	自動車道	林業専用道	―	14ha	○
		河内５号線	自動車道	林業専用道	―	17ha	○
		下唐川線	自動車道	林業専用道	―	22ha	○
		汁谷線	自動車道	林業専用道	―	46ha	○
		６路線		計	6km		
能登町		秋吉線	自動車道	林業専用道	―	91ha	
		樽子山線	自動車道	林業専用道	―	33ha	○
		満泉寺線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
		長峰線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
		４路線		計	6km		
輪島市	町野町	敷戸線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	大沢町	大沢４号線	自動車道	林業専用道	―	15ha	○
	三井町	跡次山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○

	三井町	跡次山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	門前町	広岡線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
	門前町	貝吹線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
	門前町	天笠山線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
	惣領町	惣領線	自動車道	林業専用道	―	15ha	○
	上山町	上山線	自動車道	林業専用道	―	12ha	○
	熊野町	熊野２号	自動車道	林業専用道	―	15ha	○
	三井町	大畑山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
	三井町	波部谷内線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
	三井町	細谷新保線	自動車道	林業専用道	―	11ha	○
	西脇町	西脇北谷線	自動車道	林業専用道		4ha	○
		13路線		計	7km		
七尾市	中島町	安倶崎線	自動車道	林道	―	100ha	
	多根町	多根４号線	自動車道	林業専用道	―	25ha	○
	鵜浦町	鵜浦２号線	自動車道	林業専用道	―	43ha	○
	中島町	河内２号線	自動車道	林業専用道	―	12ha	
		４路線		計	3km		
羽咋市	福水町	割石線	自動車道	林道	―	119ha	
		１路線		計	2km		
志賀町		山崎１号線	自動車道	林業専用道	―	3ha	
		草木高田線	自動車道	林業専用道	―	3ha	
		大鳥居線	自動車道	林業専用道	―	6ha	○
		今田線	自動車道	林業専用道	―	3ha	
		４路線		計	2km		
宝達志水町		平床線	自動車道	林業専用道	―	20ha	○
		吉野屋線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
		２路線		計	2km		
中能登町		鹿島１号線	自動車道	林道	―	202ha	
		角間２号線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
		平沢口線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
		杓ケ峠線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
		４路線		計	1km		
かほく市	八野	八野線	自動車道	林業専用道	―	6ha	
	若緑	若緑線	自動車道	林業専用道	―	20ha	○
	若緑	若緑２号線	自動車道	林業専用道	―	2ha	
	上山田	上山田線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	黒川	明乗寺３号線	自動車道	林業専用道	―	11ha	
	野寺	野寺２号線	自動車道	林業専用道	―	5ha	

	門前町	広岡線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
	門前町	貝吹線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
	門前町	天笠山線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
	惣領町	惣領線	自動車道	林業専用道	―	15ha	○
	上山町	上山線	自動車道	林業専用道	―	12ha	○
	熊野町	熊野２号	自動車道	林業専用道	―	15ha	○
	三井町	大畑山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	三井町	波部谷内線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	三井町	細谷新保線	自動車道	林業専用道	―	11ha	○
		１２路線		計	6km		
七尾市	中島町	安倶崎線	自動車道	林道	―	100ha	
	多根町	多根４号線	自動車道	林業専用道	―	25ha	○
	鵜浦町	鵜浦２号線	自動車道	林業専用道	―	43ha	○
	中島町	河内２号線	自動車道	林業専用道	―	12ha	○
		４路線		計	3km		
羽咋市	福水町	割石線	自動車道	林道	―	119ha	
		１路線		計	2km		
志賀町		山崎１号線	自動車道	林業専用道	―	3ha	
		草木高田線	自動車道	林業専用道	―	3ha	
		大鳥居線	自動車道	林業専用道	―	6ha	○
		今田線	自動車道	林業専用道	―	3ha	
		４路線		計	2km		
宝達志水町		平床線	自動車道	林業専用道	―	20ha	○
		吉野屋線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
		２路線		計	2km		
中能登町		鹿島１号線	自動車道	林道	―	202ha	
		角間２号線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
		平沢口線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
		杓ケ峠線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
		４路線		計	1km		
かほく市	八野	八野線	自動車道	林業専用道	―	6ha	
	若緑	若緑線	自動車道	林業専用道	―	20ha	○
	若緑	若緑２号線	自動車道	林業専用道	―	2ha	○
	上山田	上山田線	自動車道	林業専用道	―	10ha	○
	黒川	明乗寺３号線	自動車道	林業専用道	―	11ha	
	野寺	野寺２号線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
	野寺	野寺７号線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
	野寺	野寺８号線	自動車道	林業専用道	―	6ha	

	野寺	野寺7号線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
	野寺	野寺8号線	自動車道	林業専用道	―	6ha	
		8路線		計	5km		
津幡町		上野線	自動車道	林業専用道	―	86ha	○
		大滝線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
		牛首4号線	自動車道	林業専用道	―	2ha	
		上大田2号線	自動車道	林業専用道	―	15ha	○
		トッタン線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
		5路線		計	5km		
計		60路線			38km		

	8路線		計	5km		
津幡町	上野線	自動車道	林業専用道	―	86ha	○
	大滝線	自動車道	林業専用道	―	5ha	
	牛首4号線	自動車道	林業専用道	―	2ha	○
	上大田2号線	自動車道	林業専用道	―	15ha	○
	トッタン線	自動車道	林業専用道	―	5ha	○
	5路線		計	5km		
計	59路線			37km		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位　延長：km　面積：ha

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
珠洲市	上戸町	山去線	自動車道	（舗装）	―	426ha	
	大谷町	坂石山線	自動車道	（改良）	―	327ha	
	仁江町	仁江線	自動車道	（改良）	―	551ha	○
	宝立町	法住寺線	自動車道	（舗装）	―	147ha	
	若山町	宝立山線	自動車道	（改良）	―	750ha	○
	若山町	南山線	自動車道	（舗装）	―	69ha	
	大谷町	西谷線	自動車道	（改良）	―	48ha	
	折戸町	二百谷線	自動車道	（改良）	―	70ha	
	若山町	火宮支線	自動車道	（改良）	―	60ha	
	若山町	火宮線	自動車道	（改良）	―	218ha	
	計	10路線		（改良）	12箇所		
				（舗装）	7km		
穴水町		大坪線	自動車道	（舗装）	―	76ha	
		大坪線	自動車道	（改良）	―	76ha	
		黒古線	自動車道	（舗装）	―	105ha	
		汁谷線	自動車道	（舗装）	―	108ha	
		曽福線	自動車道	（改良）	―	475ha	○
		丸山線	自動車道	（舗装）	―	131ha	
	計	5路線		（改良）	2箇所		
				（舗装）	5km		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位　延長：km　面積：ha

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
珠洲市	上戸町	山去線	自動車道	（舗装）	―	426ha	○
	大谷町	坂石山線	自動車道	（改良）	―	327ha	○
	仁江町	仁江線	自動車道	（改良）	―	551ha	○
	宝立町	法住寺線	自動車道	（舗装）	―	147ha	
	若山町	宝立山線	自動車道	（改良）	―	750ha	○
	若山町	南山線	自動車道	（舗装）	―	69ha	
	大谷町	西谷線	自動車道	（改良）	―	48ha	
	折戸町	二百谷線	自動車道	（改良）	―	70ha	
	若山町	火宮支線	自動車道	（改良）	―	60ha	
	若山町	火宮線	自動車道	（改良）	―	218ha	
	計	10路線		（改良）	12箇所		
				（舗装）	7km		
穴水町		大坪線	自動車道	（舗装）	―	76ha	
		大坪線	自動車道	（改良）	―	76ha	○
		黒古線	自動車道	（舗装）	―	105ha	
		汁谷線	自動車道	（舗装）	―	108ha	
		曽福線	自動車道	（改良）	―	475ha	○
		丸山線	自動車道	（舗装）	―	131ha	
	計	5路線		（改良）	2箇所		
				（舗装）	5km		

能登町		大箱鉢伏線	自動車道	（改良）	－	256ha	
		大谷内線	自動車道	（舗装）	－	104ha	
		河ヶ谷線	自動車道	（舗装）	－	114ha	○
		久亀屋線	自動車道	（舗装）	－	47ha	
		滝ノ坊線	自動車道	（舗装）	－	53ha	
		滝林線	自動車道	（舗装）	－	32ha	
		寺分線	自動車道	（舗装）	－	33ha	
		宮地線	自動車道	（舗装）	－	220ha	
		山中線	自動車道	（舗装）	－	76ha	
		鬼ヶ谷内線	自動車道	（改良）	－	70ha	○
		矢渕線	自動車道	（改良）	－	260ha	
		坪根線	自動車道	（改良）	－	102ha	○
	計	12路線		（改良）	7箇所		
				（舗装）	8km		
輪島市	石休場町	神田川線	自動車道	（改良）	－	550ha	○
	小池町	小池2号線	自動車道	（舗装）	－	64ha	
	小池町	牧山線	自動車道	（舗装）	－	77ha	
	東印内町	ハヶ窪線	自動車道	（舗装）	－	86ha	
	深見町	大箱鉢伏線	自動車道	（改良）	－	259ha	○
	房田町	房田線	自動車道	（改良）	－	31ha	
	別所谷町	気勝山線	自動車道	（舗装）	－	255ha	
	堀町	佐比野線	自動車道	（改良）	－	1,312ha	
	町野町	黒峰線	自動車道	（舗装）	－	53ha	
	町野町	寺山線	自動車道	（舗装）	－	325ha	
	町野町	広江線	自動車道	（舗装）	－	112ha	
	町野町	宝立山線	自動車道	（改良）	－	750ha	○
	門前町	足谷線	自動車道	（舗装）	－	70ha	
	美谷町	美谷線	自動車道	（改良）	－	33ha	
	久手川町	高洲線	自動車道	（改良）	－	144ha	○
	深見町	才道線	自動車道	（改良）	－	161ha	○
	町野町	田長線	自動車道	（改良）	－	33ha	
	滝又町	別所２号線	自動車道	（改良）	－	132ha	○
	計	18路線		（改良）	41箇所		
				（舗装）	11km		
七尾市	中島町	別所岳線	自動車道	（改良）	－	518ha	○
	三引町	三引線	自動車道	（改良）	－	217ha	
	古府町	城石線	自動車道	（改良）	－	388ha	○

能登町		大箱鉢伏線	自動車道	（改良）	－	256ha	○
		大谷内線	自動車道	（舗装）	－	104ha	
		河ヶ谷線	自動車道	（舗装）	－	114ha	○
		久亀屋線	自動車道	（舗装）	－	47ha	
		滝ノ坊線	自動車道	（舗装）	－	53ha	
		滝林線	自動車道	（舗装）	－	32ha	
		寺分線	自動車道	（舗装）	－	33ha	
		宮地線	自動車道	（舗装）	－	220ha	
		山中線	自動車道	（舗装）	－	76ha	
		鬼ヶ谷内線	自動車道	（改良）	－	70ha	○
		矢渕線	自動車道	（改良）	－	260ha	○
		坪根線	自動車道	（改良）	－	102ha	○
	計	12路線		（改良）	7箇所		
				（舗装）	8km		
輪島市	石休場町	神田川線	自動車道	（改良）	－	550ha	○
	小池町	小池2号線	自動車道	（舗装）	－	64ha	
	小池町	牧山線	自動車道	（舗装）	－	77ha	
	東印内町	ハヶ窪線	自動車道	（舗装）	－	86ha	
	深見町	大箱鉢伏線	自動車道	（改良）	－	259ha	○
	房田町	房田線	自動車道	（改良）	－	31ha	○
	別所谷町	気勝山線	自動車道	（舗装）	－	255ha	
	堀町	佐比野線	自動車道	（改良）	－	1,312ha	
	町野町	黒峰線	自動車道	（舗装）	－	53ha	
	町野町	寺山線	自動車道	（舗装）	－	325ha	
	町野町	広江線	自動車道	（舗装）	－	112ha	
	町野町	宝立山線	自動車道	（改良）	－	750ha	○
	門前町	足谷線	自動車道	（舗装）	－	70ha	
	美谷町	美谷線	自動車道	（改良）	－	33ha	○
	久手川町	高洲線	自動車道	（改良）	－	144ha	○
	深見町	才道線	自動車道	（改良）	－	161ha	○
	町野町	田長線	自動車道	（改良）	－	33ha	○
	滝又町	別所２号線	自動車道	（改良）	－	132ha	○
	計	18路線		（改良）	41箇所		
				（舗装）	11km		
七尾市	中島町	別所岳線	自動車道	（改良）	－	518ha	○
	三引町	三引線	自動車道	（改良）	－	217ha	○
	古府町	城石線	自動車道	（改良）	－	388ha	○

計		３路線		（改良）	９箇所		
志賀町		御路宮線	自動車道	（舗装）	－	207ha	
		地頭日用線	自動車道	（舗装）	－	38ha	
		大西線	自動車道	（舗装）	－	38ha	
		高位線	自動車道	（舗装）	－	58ha	
		徳田線	自動車道	（舗装）	－	56ha	
		山出線	自動車道	（舗装）	－	106ha	
		七海線	自動車道	（改良）	－	116ha	○
		七海線	自動車道	（舗装）	－	116ha	
		深谷２号線	自動車道	（改良）	－	40ha	○
	計	８路線		（改良）	２箇所		
				（舗装）	9km		
羽咋市	大町	大町線	自動車道	（舗装）	－	91ha	
	本江町	邑知線	自動車道	（改良）	－	189ha	
	計	２路線		（改良）	１箇所		
				（舗装）	1km		
宝達志水町		所司原線	自動車道	（改良）	－	381ha	○
		仙の池線	自動車道	（舗装）	－	71ha	
		大葉谷支線	自動車道	（舗装）	－	36ha	
		宝達新宮線	自動車道	（改良）	－	676ha	○
		二又線	自動車道	（改良）	－	89ha	○
		高津線	自動車道	（改良）	－	162ha	
		東間線	自動車道	（改良）	－	149ha	
	計	７路線		（改良）	10箇所		
				（舗装）	2km		
中能登町		長尾線	自動車道	（改良）	－	381ha	○
		春木大槻線	自動車道	（舗装）	－	81ha	
		大窪線	自動車道	（改良）	－	71ha	○
		石動山１号線	自動車道	（改良）	－	253ha	○
		小金谷線	自動車道	（改良）	－	99ha	
		５路線		（改良）	８箇所		
				（舗装）	1km		
かほく市	八野	高地谷線	自動車道	（舗装）	－	153ha	
	八野	高地谷線	自動車道	（改良）	－	153ha	○
	黒川	火の谷線	自動車道	（改良）	－	50ha	
	箕打	一の又線	自動車道	（改良）	－	65ha	
	箕打	大谷線	自動車道	（改良）	－	52ha	○
	計	４路線		（改良）	４箇所		

計		３路線		（改良）	９箇所		
志賀町		御路宮線	自動車道	（舗装）	－	207ha	
		地頭日用線	自動車道	（舗装）	－	38ha	
		大西線	自動車道	（舗装）	－	38ha	
		高位線	自動車道	（舗装）	－	58ha	
		徳田線	自動車道	（舗装）	－	56ha	
		山出線	自動車道	（舗装）	－	106ha	
		七海線	自動車道	（改良）	－	116ha	○
		七海線	自動車道	（舗装）	－	116ha	
	計	７路線		（改良）	１箇所		
				（舗装）	9km		
羽咋市	大町	大町線	自動車道	（舗装）	－	91ha	
	本江町	邑知線	自動車道	（改良）	－	189ha	
	計	２路線		（改良）	１箇所		
				（舗装）	1km		
宝達志水町		所司原線	自動車道	（改良）	－	381ha	○
		仙の池線	自動車道	（舗装）	－	71ha	
		大葉谷支線	自動車道	（舗装）	－	36ha	
		宝達新宮線	自動車道	（改良）	－	676ha	○
		二又線	自動車道	（改良）	－	89ha	○
		高津線	自動車道	（改良）	－	162ha	○
		東間線	自動車道	（改良）	－	149ha	
	計	７路線		（改良）	10箇所		
				（舗装）	2km		
中能登町		長尾線	自動車道	（改良）	－	381ha	○
		春木大槻線	自動車道	（舗装）	－	81ha	
		大窪線	自動車道	（改良）	－	71ha	○
		石動山１号線	自動車道	（改良）	－	253ha	○
		４路線		（改良）	７箇所		
				（舗装）	1km		
かほく市	八野	高地谷線	自動車道	（舗装）	－	153ha	○
	八野	高地谷線	自動車道	（改良）	－	153ha	○
	黒川	火の谷線	自動車道	（改良）	－	50ha	○
	箕打	一の又線	自動車道	（改良）	－	65ha	○
	箕打	大谷線	自動車道	（改良）	－	52ha	○
	計	４路線		（改良）	４箇所		
				（舗装）	2km		

			（舗装）	2km		
津幡町	高津線	自動車道	（改良）	－	580ha	○
	小屋谷線	自動車道	（改良）	－	529ha	○
	尾山線	自動車道	（改良）	－	144ha	
	御門線	自動車道	（改良）	－	63ha	
	小屋谷２号線	自動車道	（舗装）	－	88ha	
	津幡線	自動車道	（改良）	－	302ha	○
計	6路線		（改良）	8箇所		
			（舗装）	2km		
計	74路線		（改良）	100箇所		
			（舗装）	48km		

（附）参考資料　［略］

津幡町	高津線	自動車道	（改良）	－	580ha	○
	小屋谷線	自動車道	（改良）	－	529ha	○
	尾山線	自動車道	（改良）	－	144ha	○
	御門線	自動車道	（改良）	－	63ha	○
	小屋谷２号線	自動車道	（舗装）	－	88ha	
計	5路線		（改良）	7箇所		
			（舗装）	2km		
計	71路線		（改良）	97箇所		
			（舗装）	48km		

（附）参考資料　［略］

2 森林の現況

（1） 齢級別森林資源表

民有林における人工林は 72,229ha で人工林率は 50%と県平均 40%に比べ高い。主な樹種別はスギ、アテ、マツである。
人工林の齢級構成は 10 齢級以上が 55,810ha（65%）と多く、本格的な利用期を迎えている。
一方、天然林は 65,867ha でブナ、ミズナラ、コナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位　面積：ha、材積・成長量：千m3、竹林：千束

区分			総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			143,482	54,442		110	0	0	115	2	1	130	4	1	447	23	4
立木地	総数		138,097	54,441	1,182	110	0	0	115	2	1	130	4	1	447	23	4
		人工林総数	72,229	40,565	945	0	0	0	37	1	0	54	1	0	387	20	3
		天然林総数	65,867	13,876	238	0	0	0	78	0	0	76	0	0	60	0	0
		利活用	332	39	2	0	0	0	14	0	0	68	2	1	39	2	0
		利活用以外	65,535	13,837	236	0	0	0	64	1	0	8	0	0	21	1	0
竹林			1,260	532													
無立木地			4,125														

2 森林の現況

（2） 齢級別森林資源表

民有林における人工林は 72,229ha で人工林率は 50%と県平均 40%に比べ高い。主な樹種別はスギ、アテ、マツである。
人工林の齢級構成は 10 齢級以上が 55,810ha（65%）と多く、本格的な利用期を迎えている。
一方、天然林は 65,867ha でブナ、ミズナラ、コナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位　面積：ha、材積・成長量：千m3、竹林：千束

区分			総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数		143,481	53,734	1,191	88	0	0	136	2	1	140	4	1	553	27	4
	総数	総数	138,114	53,734	1,191	88	0	0	136	2	1	140	4	1	553	27	4
		針葉樹	84,281	44,926	1,025	42	0	0	22	0	0	48	1	0	484	24	4
		広葉樹	53,833	8,808	166	46	0	0	115	2	1	92	3	1	69	3	0
	人工林	総数	72,216	39,921	952	55	0	0	41	1	0	61	1	0	514	25	4
		針葉樹	70,741	39,696	946	42	0	0	22	0	0	48	1	0	484	24	4
		広葉樹	1,475	225	6	13	0	0	19	1	0	13	0	0	30	1	0
	天然林	総数	65,899	13,813	239	33	0	0	96	1	1	79	3	1	39	2	0
		針葉樹	13,540	5,230	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		広葉樹	52,359	8,583	160	33	0	0	96	1	1	79	3	1	39	2	0
竹林			1,258														
無立木地			4,108														

区分			5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			1,018	103	13	1,823	347	30	3,401	837	55	4,327	1,572	70	6,991	3,074	102
立木地	総数		1,018	103	13	1,823	347	30	3,401	837	55	4,327	1,572	70	6,991	3,074	102
	人工林総数		961	99	12	1,721	337	29	2,805	778	51	4,291	1,568	70	6,931	3,067	102
	天然林総数		57			102	0	0	596	0	0	36	0	0	61	0	0
		利活用	54	4		0	0	0	0	0	0	28	3	0	1	0	0
		利活用以外	3			102	9	0	596	59	4	9	1	0	60	7	0
竹林																	
無立木地																	

区分			10齢級			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			6,948	3,440	96	6,705	3,599	85	9,732	4,919	100	18,301	7,766	142	14,639	5,649	93
立木地	総数		6,948	3,440	96	6,705	3,599	85	9,732	4,919	100	18,301	7,766	142	14,639	5,649	93
	人工林総数		6,847	3,425	96	6,338	3,540	83	7,820	4,606	93	10,322	6,348	116	6,064	4,057	67
	天然林総数		101			367			1,912	312	7	7,963	1,418	26	8,574	2	
		利活用	11	1					1			17	3		22	4	
		利活用以外	89	13		367	59	2	1,911	312	7	7,963	1,415	26	8,552	1,588	26
竹林																	
無立木地																	

区分			5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			1,153	124	15	2,616	452	39	3,234	905	58	4,512	1,664	73	7,354	3,216	107
立木地	総数	総数	1,153	124	15	2,616	452	39	3,234	905	58	4,512	1,664	73	7,354	3,216	107
		針葉樹	1,035	115	14	1,880	383	32	3,115	893	58	4,402	1,652	73	7,281	3,207	107
		広葉樹	118	9	1	736	69	7	119	12	0	110	12	0	73	9	0
	人工林	総数	1,091	119	15	1,940	388	34	3,213	903	58	4,456	1,658	73	7,313	3,211	107
		針葉樹	1,035	115	14	1875	382	32	3,111	893	58	4,401	1,652	73	7,281	3,207	107
		広葉樹	56	4	1	65	6	2	102	10	0	55	6	0	32	4	0
	天然林	総数	62	5	0	676	64	5	21	2	0	56	6	0	41	5	0
		針葉樹	0	0	0	5	1	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0
		広葉樹	62	5	0	671	63	5	17	2	0	55	6	0	41	5	0
竹林																	
無立木地																	

区分			10齢級			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			6,674	3,292	91	7,039	3,682	87	10,828	5,302	109	19,292	7,765	142	14,703	5,588	93
立木地	総数	総数	6,674	3,292	91	7,039	3,682	87	10,828	5,302	109	19,292	7,765	142	14,703	5,588	93
		針葉樹	6,551	3,276	91	6,538	3,611	86	8,496	4,959	102	10,777	6,422	118	6,653	4,280	70
		広葉樹	123	16	0	501	71	1	2,332	343	7	8,515	1,343	24	8,050	1,308	23
	人工林	総数	6,568	3,277	91	6,483	3,592	85	8,310	4,892	100	9,925	6,098	112	5,988	3,982	66
		針葉樹	6,541	3,274	91	6,459	3,587	85	8,269	4,883	100	9,827	6,078	112	5,775	3,948	65
		広葉樹	27	3	0	24	5	0	41	9	0	98	20	0	213	34	1
	天然林	総数	106	15	0	556	90	2	2,518	410	9	9,367	1,667	30	8,715	1,606	27
		針葉樹	10	2	0	79	24	1	227	76	2	950	344	6	878	332	5
		広葉樹	96	13	0	477	66	1	2,291	334	7	8,417	1,323	24	7,837	1,274	22
竹林																	
無立木地																	

区分	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級

区　分			15齢級			16齢級			17齢級			18齢級			19齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総　数			23,571	7,349	113	10,564	3,071	51	6,850	2,163	37	5,009	1,910	33	4,367	1,627	30
立木地	総　数		23,571	7,349	113	10,564	3,071	51	6,850	2,163	37	5,009	1,910	33	4,367	1,627	30
		人工林総数	5,564	3,943	59	1,794	1,245	21	1,438	986	18	1,461	1,058	20	1,227	892	17
		天然林総数	18,007			8,770	2		5,412	1		3,548	1		3,139	1	
		利活用	33	7		8	2		17	4		5	2		2		
		利活用以外	17,974	3,399	54	8,762	1,825	29	5,395	1,172	19	3,543	850	14	3,137	735	13
竹　林																	
無立木地																	

区　分			20齢級以上		
			面積	材積	成長量
総　数			13,029	6,985	126
立木地	総　数		13,029	6,985	126
	人工林　総数		6,935	2,388	41
	天然林　総数		6,094	4,597	85
		利活用	9	3	0
		利活用以外	6,085	4,594	85
竹　林					
無立木地					

令和6年3月31日現在

			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総　数		22,483	6,682	104	9,850	2,924	49	6,294	2,043	36	5,154	1,942	34	3,661	1,469	27			
	総数	総　数	22,483	6,682	104	9,850	2,924	49	6,294	2,043	36	5,154	1,942	34	3,661	1,469	27			
		針葉樹	6,449	4,025	58	3,157	1,797	28	2,414	1,392	23	2,514	1,492	26	1,961	1,169	21			
		広葉樹	16,034	2,657	46	6,693	1,127	21	3,880	651	13	2,640	450	8	1,700	300	6			
	人工林	総　数	4,656	3,297	50	1,784	1,217	21	1,395	973	18	1,459	1,066	20	1,156	844	16			
		針葉樹	4,408	3,258	48	1,605	1,188	20	1,302	958	17	1,418	1,059	20	1,113	837	16			
		広葉樹	248	39	2	179	29	1	93	15	1	41	7	0	43	7	0			
	天然林	総　数	17,827	3,385	54	8,066	1,707	28	4,899	1,070	18	3,695	876	14	2,505	625	11			
		針葉樹	2,041	767	10	1,552	609	8	1,112	434	6	1,096	433	6	848	332	5			
		広葉樹	15,786	2,618	44	6,514	1,098	20	3,787	636	12	2,599	443	8	1,657	293	6			
竹　林																				
無立木地																				

区　分			20齢級以上		
			面積	材積	成長量
総　数			12,332	6,650	121
立木地	総数	総　数	12,332	6,650	121
		針葉樹	10,455	6,226	111
		広葉樹	1,877	424	10
	人工林	総　数	5,800	4,376	82
		針葉樹	5,716	4,350	81
		広葉樹	84	26	1
	天然林	総　数	6,532	2,274	39
		針葉樹	4,739	1,876	30
		広葉樹	1,793	398	9
竹　林					
無立木地					

令和5年3月31日現在

（2）法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は 26,972ha で保安林や自然公園等である。

単位　面積：ｈａ、材積・成長量：千m^3、立竹：千束

区分			総数			制限林			普通林		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			143,482	54,973	1,182	26,972	10,257	216	116,510	44,716	967
立木地	総数		138,097	54,441	1,182	25,680	10,174	216	112,417	44,267	967
	人工林	総数	72,229	40,565	945	14,539	7,862	177	57,690	32,703	767
	天然林	総数	65,867	13,876	238	11,140	2,312	38	54,727	11,564	199
		利活用	332	39	2	84	12	1	248	27	
		利活用以外	65,535	13,837	236	11,056	2,300	37	54,479	11,537	199
竹林			1,260	532	-	198	-	-	1,062	448	-
無立木地	総数		4,125	-	-	1,095	-	-	3,030	-	-
	伐採跡地		253	-	-	56	-	-	197	-	-
	未立木地		3,872	-	-	1,039	-	-	2,833	-	-

令和6年3月31日現在

（2）法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は 26,972ha で保安林や自然公園等である。

単位　面積：ｈａ、材積・成長量：千m^3、立竹：千束

区分				総数			制限林			普通林		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				143,481	54,265	1,191	26,970	10,110	217	116,511	44,155	973
総数			針葉樹	84,282	44,926	1,024	16,131	8,470	190	68,151	36,455	834
			広葉樹	53,833	8,808	167	9,546	1,557	27	44,287	7,252	140
立木地	人工林	総数	針葉樹	70,741	39,696	946	14,102	7,665	178	56,639	32,031	768
			広葉樹	1,475	225	7	422	59	1	1,052	166	5
		育成単層林	針葉樹	68,560	38,548	913	13,711	7,463	172	54,849	31,086	741
			広葉樹	1,455	224	7	412	58	1	1,043	166	5
		育成複層林	針葉樹	2,181	1,147	32	391	202	6	1,790	945	27
			広葉樹	20	1	0	11	1	0	9	0	0
	天然林	総数	針葉樹	13,541	5,230	79	2,029	805	12	11,511	4,425	66
			広葉樹	52,358	8,583	160	9,123	1,498	26	43,235	7,085	135
		育成単層林	針葉樹	1	0	-	-	-	-	1	-	-

		広葉樹	183	9	1	24	1	0	159	8	1
	育成複層林	針葉樹	26	10	0	2	1	0	24	10	0
		広葉樹	122	18	0	58	9	0	64	8	0
	天然生林	針葉樹	13,514	5,219	78	2,028	805	12	11,486	4,415	66
		広葉樹	52,053	8,556	159	9,041	1,487	25	43,012	7,069	134
竹林			1,258	(531)	-	198	(83)	-	1,061	(448)	-
無立木地	総数		4,108	-	-	1,095	-	-	3,013	-	-
	伐採跡地		239	-	-	58	-	-	181	-	-
	未立木地		3,869	-	-	1,037	-	-	2,832	-	-

令和５年3月３１日現在

（３）市町村別森林資源表

市町		総数	立木地					竹林	無立木地		
			総数	人工林	天然林				総数	伐採跡地	未立木地
				総数	総数	利活用	利活用以外				
計画区計	面積	143,482	138,097	72,229	65,867	332	65,535	11	4,125	253	3,872
	材積	54,973	54,441	40,565	13,876	39	13,837	18	-	-	-
七尾市	面積	20,291	19,336	10,335	9,002	28	8,974	8	570	46	524
	材積	8,871	8,709	6,534	2,175	3	2,172	104	-	-	-
輪島市	面積	32,549	30,642	19,689	10,954	31	10,923	44	1,502	55	1,448
	材積	14,170	13,999	12,002	1,997	3	1,994	0	-	-	-

（３）市町村別森林資源表

市町		総数	立木地												
			総数			人工林									
						総数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
計画区計	面積	143,481	138,115	84,282	53,833	72,216	70,741	1,475	70,015	68,560	1,455	2,201	2,181	20
	材積	54,265	53,734	44,926	8,808	39,921	39,696	225	38,772	38,548	224	1,149	1,147	1
七尾市	面積	20,291	19,336	12,473	6,863	10,335	10,235	100	10,223	10,123	99	112	112	0

珠洲市	面積	18,094	17,457	7,096	10,360	113	10,247	0	549	13	536
	材積	6,104	6,067	3,684	2,383	20	2,363	108	-	-	-
羽咋市	面積	2,880	2,761	1,124	1,637	2	1,635	46	93	2	91
	材積	928	917	529	388	0	388	39	-	-	-
かほく市	面積	2,415	2,322	1,122	1,199	2	1,197	16	75	10	66
	材積	603	595	382	213	0	213	25	-	-	-
津幡町	面積	5,631	5,338	2,292	3,046	22	3,024	11	189	27	162
	材積	1,364	1,321	903	417	1	416	24	-	-	-
内灘町	面積	236	231	231	-	0	-	10	5	-	5
	材積	30	30	30	-	0	-	37	-	-	-
志賀町	面積	16,060	15,596	7,735	7,861	56	7,806	16	356	10	345
	材積	5,369	5,323	3,656	1,667	5	1,662	11	-	-	-
宝達志水町	面積	6,933	6,698	4,065	2,633	6	2,626	18	196	9	188
	材積	2,566	2,550	2,059	491	1	490	8	-	-	-
中能登町	面積	5,030	4,939	2,867	2,072	12	2,060	104	66	3	63
	材積	2,465	2,455	1,994	461	0	461	44	-	-	-
穴水町	面積	13,337	13,031	7,250	5,781	28	5,753	0	282	42	239
	材積	5,429	5,419	4,126	1,293	3	1,290	0	-	-	-
能登町	面積	20,027	19,746	8,423	11,323	31	11,291	108	244	37	206
	材積	7,073	7,057	4,666	2,392	4	2,388	46	-	-	-

	材積	8,775	8,613	7,321	1,292	6,445	6,419	26	6,386	6,360	26	59	59	0
輪島市	面積	32,549	30,646	20,085	10,560	19,690	19,479	211	18,773	18,569	204	916	910	6
	材積	13,984	13,814	12,042	1,772	11,827	11,799	29	11,309	11,281	28	518	517	1
珠洲市	面積	18,093	17,459	9,729	7,729	7,096	7,030	67	6,940	6,873	67	157	156	0
	材積	6,018	5,981	4,673	1,308	3,609	3,601	9	3,531	3,522	9	78	78	0
羽咋市	面積	2,881	2,761	1,747	1,014	1,124	1,107	18	1,108	1,092	16	16	15	2
	材積	914	902	767	136	518	515	3	512	509	3	7	6	0
かほく市	面積	2,415	2,322	1,269	1,053	1,121	967	154	1,121	967	154	0	0	-
	材積	594	586	449	137	374	354	20	374	354	20	0	0	-
津幡町	面積	5,627	5,351	2,146	3,205	2,290	2,039	251	2,270	2,025	245	21	14	7
	材積	1,347	1,304	891	414	886	857	29	880	851	29	6	6	0
内灘町	面積	236	231	37	193	231	37	193	227	37	190	4	0	4
	材積	30	30	5	25	30	5	25	29	5	25	0	0	0
志賀町	面積	16,060	15,597	10,434	5,163	7,735	7,611	124	7,640	7,517	124	95	95	0
	材積	5,295	5,249	4,552	697	3,592	3,567	25	3,553	3,528	25	40	40	0
宝達志水町	面積	6,933	6,693	4,518	2,175	4,055	3,983	73	3,995	3,924	72	60	59	1

	材積	2,531	2,515	2,227	287	2,026	2,018	9	1,999	1,990	9	28	28	0
中能登町	面積	5,030	4,939	3,124	1,816	2,867	2,817	51	2,724	2,673	51	143	143	-
	材積	2,442	2,432	2,081	351	1,972	1,957	15	1,896	1,881	15	76	76	-
穴水町	面積	13,337	13,032	8,443	4,589	7,246	7,145	101	6,923	6,822	101	323	323	-
	材積	5,357	5,347	4,561	786	4,060	4,038	22	3,898	3,876	22	162	162	-
能登町	面積	20,029	19,749	10,276	9,473	8,425	8,292	133	8,071	7,938	133	354	353	1
	材積	6,976	6,961	5,357	1,604	4,581	4,565	16	4,406	4,390	16	175	175	0

立木地												竹林	無立木地		
天然林													総数	伐採跡地	未立木地
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				
65,899	13,541	52,358	184	1	183	147	26	122	65,567	13,514	52,053	1,258	4,108	239	3,869
13,813	5,230	8,583	10	0	9	28	10	18	13,775	5,219	8,556	(531)	-	-	-
9,002	2,238	6,764	14	0	14	14	1	13	8,974	2,237	6,737	385	570	46	524
2,168	902	1,266	0	0	0	2	0	2	2,165	901	1,264	(163)	-	-	-
10,956	607	10,349	17	-	17	14	-	14	10,926	607	10,319	404	1,499	53	1,446

1,986	243	1,744	1	-	1	2	-	2	1,984	243	1,741	(171)	-	-	-
10,362	2,700	7,662	54	0	54	59	24	35	10,249	2,675	7,573	88	546	11	535
2,372	1,073	1,299	4	0	4	16	10	6	2,352	1,063	1,289	(37)	-	-	-
1,637	640	997	2	-	2	-	-	-	1,635	640	995	27	93	2	91
384	251	132	0	-	0	-	-	-	384	251	132	(11)	-	-	-
1,200	302	899	2	-	2	-	-	-	1,198	302	897	18	75	10	66
213	95	118	0	-	0	-	-	-	213	95	117	(8)	-	-	-
3,060	107	2,954	16	-	16	6	-	6	3,038	107	2,932	102	174	12	162
419	34	385	1	-	1	1	-	1	417	34	384	(43)	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	5	-	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0)	-	-	-
7,862	2,822	5,039	33	1	32	23	0	23	7,806	2,821	4,985	108	356	10	345
1,657	985	672	2	0	2	2	0	2	1,652	985	668	(46)	-	-	-
2,638	536	2,102	2	-	2	4	-	4	2,632	536	2,096	39	201	13	187
488	209	279	0	-	0	1	-	1	488	209	278	(16)	-	-	-
2,072	307	1,765	12	-	12	-	-	-	2,060	307	1,753	25	66	3	63
460	124	336	0	-	0	-	-	-	459	124	336	(11)	-	-	-
5,786	1,298	4,488	17	-	17	11	0	11	5,758	1,298	4,460	24	281	42	239
1,288	523	765	1	-	1	2	0	2	1,285	523	762	(10)	-	-	-
11,324	1,984	9,339	15	-	15	17	-	17	11,292	1,984	9,308	37	243	37	206
2,380	791	1,588	1	-	1	3	-	3	2,376	791	1,585	(16)	-	-	-

（附）　石川県天然更新完了基準書　［略］	（附）　石川県天然更新完了基準書　［略］